

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 静岡県静岡市駿河区豊田二丁目7番9号

氏 名 静和エンバイロメント株式会社

代表取締役 和波 剛

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

複写厳禁

本許可証の写しを複写・印刷し
使用することを禁止します。
許可取得の為の使用は無効です。

許可の年月日

令和5年9月25日

静和エンバイロメント株式会社

許可の有効年月日

令和5年9月25日

令和12年7月14日

埼玉県知事 大野 元裕

複写厳禁

本許可証の写しは許可内容の提示を目的に

厳に発行致します。

許可取得のための使用は無効です。

年 月 日

静和エンバイロメント株式会社

1. 事業の範囲

- (1) 事業の区分: 収集運搬 (積替え保管を除く。)
- (2) 取り扱える特別管理産業廃棄物の種類
- 廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。)
- 廃酸 (pH2.0以下のものに限る。)
- 廃アルカリ (pH12.5以上のものに限る。)
- ポリ塩化ビフェニル等 (微量PCB汚染絶縁油に限る。)
- ポリ塩化ビフェニル汚染物 (微量PCB汚染物に限る。)
- 廃水銀等
- ばいじん (※)
- 燃え殻 (※)
- 廃油 (※)
- 汚泥 (※)
- 廃酸 (※)
- 廃アルカリ (※)
- 以上12種類

※ (※) の品目については、特定有害産業廃棄物に限り、含まれる有害物質については裏面のとおりとし、当該廃棄物を処分するために処理したものを含む。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし

3. 許可の条件

特になし

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成19年 2月23日	指令中環第7-23号	新規許可
平成25年12月 4日	指令産廃第11-18号	変更許可 (2種類の追加)
平成28年 4月 1日	指令産廃第11-24号	変更許可 (1種類の追加)
令和 3年 3月11日	指令産廃第11-14号	変更許可 (6種類の追加)
令和 5年 9月25日	指令産廃第12-94号	更新許可 (優良認定)

5. 積替え許可の有無 無

※ 県内の政令市における許可の有無を記載

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有

特定有害産業廃棄物の種類

特定有害産業廃棄物として表の有害物質を含むもの。(表中の「○」は取り扱うことができるもの、「●」は積替え保管できるもの、「×」は扱えないものを示す。)

有害物質	事業物名	指定下水汚泥	鉱さい	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ
水銀又はその化合物	—	—	—	○	○	—	○	○	○
カドミウム又はその化合物	—	—	—	○	○	—	○	○	○
鉛又はその化合物	—	—	—	○	○	—	○	○	○
有機燐化合物	—	—	—	—	—	—	○	○	○
六価クロム化合物	—	—	—	—	—	—	○	○	○
砒素又はその化合物	—	—	—	—	—	—	○	○	○
シアン化合物	—	—	—	—	—	—	○	○	○
ポリ塩化ビニル	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ポリクロロエチレン	—	—	—	—	—	○	○	○	○
ポリクロロエチレン	—	—	—	—	—	○	○	○	○
ジクロロメタン	—	—	—	—	—	○	○	○	○
四塩化炭素	—	—	—	—	—	○	○	○	○
1,2-ジクロロエタン	—	—	—	—	—	○	○	○	○
1,1-ジクロロエチレン	—	—	—	—	—	○	○	○	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	—	—	—	—	—	○	○	○	○
1,1,1-トリクロロエタン	—	—	—	—	—	○	○	○	○
1,1,2-トリクロロエタン	—	—	—	—	—	○	○	○	○
1,3-ジクロロプロペン	—	—	—	—	—	○	○	○	○
チウラム	—	—	—	—	—	—	○	○	○
シマジン	—	—	—	—	—	—	○	○	○
チオベンカルブ	—	—	—	—	—	—	○	○	○
ベンゼン	—	—	—	—	—	○	○	○	○
セレン又はその化合物	—	—	—	—	—	—	○	○	○
1,4-ジオキシン	—	—	—	—	—	—	○	○	○
ダイオキシン類	—	—	—	○	—	—	○	—	○

(以下余白)